

三重とこわか国体・三重とこわか大会ウェブサイト構築業務委託 企画提案コンペ参加仕様書

1 委託業務の目的

平成 33 年に三重県で開催する三重とこわか国体及び三重とこわか大会を県民力を結集した大会とするためには、両大会の開催に向けた情報を迅速かつ広域に発信することが必要です。そのため、情報を集約することで、県民が収集しやすいデザインのウェブサイト（以下「本サイト」という。）を構築することを目的とします。

2 委託業務の内容

- (1) 委託業務名 三重とこわか国体・三重とこわか大会ウェブサイト構築業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日（日）まで
- (3) 業務内容 別添「三重とこわか国体・三重とこわか大会ウェブサイト構築業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

6,485,400 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 企画提案コンペの実施方法

参加仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「三重とこわか国体・三重とこわか大会ウェブサイト構築業務委託企画提案コンペ選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において審査のうえ、最優秀企画提案を選定します。

5 参加条件

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札停止資格措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

6 企画提案参加申込書の提出

当該企画提案コンペに参加を希望する場合は、次のとおり関係書類を提出してください。

- (1) 提出期限
平成 30 年 4 月 18 日（水） 午後 5 時必着（期限厳守）
- (2) 提出場所
三重県津市広明町 13 番地
第 76 回国民体育大会三重県準備委員会事務局（以下「事務局」という。）
（三重県地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課内）
- (3) 提出方法
上記（2）の提出場所に、下記（5）の提出書類を持参または郵送等にて提出すること。（メールや F A X での提出は受け付けません。）

(4) 受理確認

郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて 18 の担当部局に受理の確認をしてください。

(5) 提出書類

ア 企画提案コンペ参加申込書（別紙）

イ 上記アの添付書類

(6) 企画提案参加者の資格審査及び結果通知

提出された「企画提案コンペ参加申込書」等により、資格審査を行います。資格審査の結果は、全ての参加意思表示者に対し、平成 30 年 4 月 25 日（水）までに電子メールまたは郵送で通知します。

7 質問の受付及び回答

当該企画提案に関する質問がある場合は、次のとおり文書の提出により行ってください。

(1) 質問の受付期限

平成 30 年 4 月 13 日（金）午後 1 時必着（期限厳守）

(2) 質問の提出

事務局まで、電子メールによるものとします。電話及び口頭による質問は受け付けません。

なお、電子メール送信後、電話にて受信の確認を行ってください。

質問には、組織名のほか、回答を受ける担当窓口の部署名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

質問は当該委託業務にかかる条件や応募手続きに関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等にはお答えできません。

(4) 質問に対する回答

いただいた質問に対する回答については、平成 30 年 4 月 16 日（月）までに三重県ホームページに掲載します。

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等の提出者

企画提案書等は、上記 6（6）の資格審査の結果通知において企画提案書等の提出を認められた者のみ提出することができます。

(2) 提出期限

平成 30 年 5 月 18 日（金）午後 1 時必着（期限厳守）

(3) 提出場所

上記 6（2）に同じ

(4) 提出方法

上記（3）の提出場所に、下記 9 の提出書類を持参または郵送等にて提出すること。（メールや F A X での提出は受け付けません。）

(5) 受理の確認

企画提案書等を郵送等にて提出する場合は、提出期限までに電話にて 18 の担当部局に受理の確認をしてください。

9 提出を求める企画提案書等の内容

(1) 企画提案書 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

原則 A 4 版、両面印刷、文字サイズ概ね 10 ポイント以上。目次を除き、両面 30 ページ以内（長辺側を綴じてください）としてください。

なお、企画提案書の作成方法については、「別紙 企画提案書作成要領」を参考にしてください。

(2) 見積書 11 部（正本 1 部、副本 10 部）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とするだけでなく、本業務にかかる所要経費全て記載することとし、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

ア 見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては、契約希望額に 108 分の 100 を掛けた額）としてください。（契約金額は、1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。）

イ 代表者印を押印してください。

10 最優秀企画提案者の選定・評価方法

(1) 選定方法

本参加仕様書に基づき提出された企画提案書を選定委員会において審査します。

第 1 次審査（書類による適否審査）及び第 2 次審査（提案者によるプレゼンテーション）を実施するものとしますが、第 1 次審査により、不適格とされた企画提案書等は、選定対象から除外し、プレゼンテーションは行いません。また、提出数が 10 件に満たない場合は、第 1 次審査を省略します。

(2) 評価方法

以下の項目等により、企画提案書を総合的に評価して最優秀企画提案を選定します。

ア 明確性

(ア) 業務目的を理解し、事業成果が見込めるか

(イ) 業務コンセプトが明確で、適切な業務提案がされているか

イ 企画性

(ア) 構成

Web アクセシビリティに配慮し、閲覧者に効果的に情報が伝わるページ構成となっているか

(イ) デザイン

ニーズや最近の傾向を情報収集し、閲覧者が求める情報を得やすいデザインとなっているか

(ウ) ユーザビリティ

事務局員が情報更新するにあたっての利便性が高い提案となっているか

ウ 計画性

(ア) サイトの公開に向けて、適切なスケジュールが提案されているか

エ 経済性

(ア) 事業の実施に必要な経費が適切に見積もられているか

オ 実施体制

(ア) 業務を遂行するための専門的知識があり、事務局からの指示に対して、迅速で柔軟な対応が可能な実施体制となっているか（責任者及び副責任者が携わった経験のあるシステムに関する経歴書）

カ 会社の業務実績

(ア) 過去5年間で、官公庁や自治体などのサイト構築とサーバ確保の経験があるかどうか（5年間で5件を上限とする。）

キ システムの実績

(ア) 導入するシステムについて県内の自治体に対して現在稼働中の導入実績があるか（県内で5件以上の導入実績があるかどうか）

(3) プレゼンテーションの実施

ア 開催日時 平成30年5月23日（水）

イ 開催場所 三重県庁又はその周辺施設

ウ その他

(ア) プレゼンテーションの有無及び時間割等については、提案書を提出した全ての者に平成30年5月21日（月）までに電子メール又はFAXにて連絡する。

(イ) 時間配分は、提案者による説明20分以内、選定委員会の質疑5分程度とする。

(ウ) その他

・出席者は3名以内とします。

・説明は、提出いただいた企画提案書及び見積書の内容にかかるもののみとします。

(4) 審査結果の通知

審査結果については、最優秀企画提案者が決定された後、提案した全ての者に対して速やかに通知し、併せて、県のウェブサイトにも掲載します。

なお、最優秀企画提案は条件を付与したうえで選定する場合があります。（最優秀企画提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。）

11 無効となる提案

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が当該コンペに対して2以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案などの不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額又は重要な文字を訂正したとき。
- (6) 住所、氏名又は押印を欠く見積書を提出したとき。
- (7) 重要な文字の誤脱、又は識別しがたい見積書を提出したとき。
- (8) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (9) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

12 最優秀企画提案者に提出を求める資料の内容

- (1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書その3（未納税額がないこと用）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し。
- (2) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの）の写し。

13 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は事務局において示します。
- (2) 契約時に契約保証金を納付していただきます。契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模を同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。契約金額は見積書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとします。
- (4) 契約は事務局において行います。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。また、履行確認は、業務委託完了後において別途指示する日時において実施します。

15 委託料の支払い方法、及び支払い時期

委託料の支払いは、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとします。

16 見積及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、各提案者の負担とします。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は返還しません。
- (3) 契約にあたり、原則として再委託は認めません。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事務局の承諾を得た場合はこの限りではありません。
- (4) 提出された応募書類等については、個人情報以外は「第 76 回国民体育大会三重県準備委員会 情報公開規程」に基づき情報公開の対象となります。
- (5) 本契約に基づく成果物の著作権は、第 76 回国民体育大会三重県準備委員会へ成果物の引き渡し完了したときに第 76 回国民体育大会三重県準備委員会に移転するものとし、成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利で、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、成果物の引き渡しをもって第 76 回国民体育大会三重県準備委員会に譲渡されるものとします。

また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないこととします。

(6) この参加仕様書に定めのない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとします。

(7) 事業実施にあたり、契約書及びこの仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、事務局と受注者が協議のうえ実施するものとします。

18 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

第 76 回国民体育大会三重県準備委員会事務局

(三重県 地域連携部国体・全国障害者スポーツ大会局 総務企画課内)

担当 森、佐竹

TEL 059-224-2908 FAX 059-224-3022

E-mail kokutai@pref.mie.jp